

京都大学教育研究振興財団助成事業
成 果 報 告 書

令和元年 7月 31日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会 長 藤 洋 作 様

所属部局・研究科 法学研究科

職 名・学 年 特定助教

氏 名 仲 卓 真

| | | |
|------------|---|--|
| 助成の種類 | 令和元年度 ・ 在外研究助成 | |
| 研究課題名 | 同族会社に関する法の経済分析 | |
| 受入機関 | アメリカ合衆国、イリノイ州、シカゴ、シカゴ大学ロースクール | |
| 渡航期間 | 令和元年 7月 7日 ~ 令和元年 7月 21日 | |
| 成果の概要 | 別紙参照（「成果の概要」以外に添付する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有） | |
| 会計報告 | 交付を受けた助成金額 | 238,000円 |
| | 使用した助成金額 | 238,000円 |
| | 返納すべき助成金額 | 0円 |
| | 助成金の使途内訳 | 渡航費 238,000円 ----- ----- ----- ----- ----- ----- |
| 当財団の助成について | 貴財団の助成によって、シカゴ大学ロースクールで開催された2019 Summer Institute in Law and Economicsに参加することができました。 この参加費は高額でしたので、貴財団の助成がなければ、このSummer Instituteに参加することはできなかったと思います。 貴財団の手厚いご支援に心から感謝申し上げます。 今後もこのような助成事業を継続していただけると大変有り難く思います。 | |

成果の概要／仲 卓真

1. 研究目的

本研究の最終的な目的は、法の経済分析の手法を用いることによって、同族会社に関する法的規律を検討する際に拠って立つべき視座を明らかにすることである。その目的を達成するために、具体的には、まず、同族会社を念頭に置いた場合に、株主間でどのように会社の支配権を配分することが望ましいのか、について検討することとした。従来の会社法学は、法の経済分析の手法を用いることによって、上場会社について会社の支配権の配分のあり方を議論してきた。他方で、同族会社について会社の支配権の配分のあり方を説得的に検討するためにも、法の経済分析の手法を用いることが有効であると考えられるところ、同族会社については、法の経済分析の手法を用いた検討がほとんどなされてこなかった。そこで、本研究では、まず、同族会社を念頭に置いた場合に、株主間でどのように会社の支配権を配分することが望ましいのかについて、法の経済分析の手法を用いて検討を行うこととした。この検討を通じて、最終的には、同族会社に関する法的規律を検討する際に拠って立つべき視座を明らかにすることを試みる。

そして、このような検討を行うためには、法の経済分析に関する知見が必要不可欠である。そこで、法の経済分析に関する知見を身につけるために、シカゴ大学ロースクールにおいて開催される 2019 Summer Institute in Law and Economics に参加することとした。この Summer Institute は、法の経済分析の手法を用いて研究を行う世界各国の研究者が参加して約 2 週間にわたって開催されるセミナーであって、シカゴ大学ロースクールの教員による法と経済学に関する講義を受けたり、参加者自身の研究についての討論を行ったりするプログラムである。この Summer Institute に参加することによって、法の経済分析に関する高度でかつ最新の知見を身につけることができると考えられ、そこで身につけることができた知見を活用することによって、上記研究を進めることとした。その意味において、本在外研究は、上記研究を進める上での基礎的研究として位置づけられるものである。

2. 研究成果

2019 Summer Institute in Law and Economics においては、主として、次の 4 つの講義が開講され、それらを受講した。まず、Omri Ben-Shahar 教授による Economic Analysis of Consumer Protection Law では、消費者保護のために強行法規によって契約内容規制や開示規制を導入することが、真に消費者全体の利益になるのか、といった点について議論がなされた。また、近時しばしば取り上げられるデータの取扱いに関する問題について、従来から議論されて

きたプライバシー保護という枠組みではこの問題全体を適切に捉えることは難しく、プライバシー侵害から離れて社会全体に影響を与えるデータの取扱いを直接的に規制することが必要であるのではないか、といった点についても議論がなされた。その際には、同様に個人の利益侵害から離れて社会全体に影響を与える環境汚染を規制するために発展してきた環境法が参考になるという指摘がなされた。次に、Randal C. Picker 教授による Law, Technology and Competition では、GAFA と呼ばれるような主要 IT 企業の支配的地位を法がどのように扱うべきなのかといった点について議論がなされた。また、Lee Fennell 教授による Property and Markets では、財産権と市場取引の間の相互関係について議論がなされた。この講義では、コースの定理を基礎として物権と債権の相違点についての検討がなされるなど法と経済学に関する基本的な考え方とそれをどのように応用するのかといった点について解説を受けた。最後に、Jonathan Masur 教授による The Behavioral Law & Economics of Consumer Choice では、近時有力に展開されている行動経済学の観点から消費者の行動の分析がなされた。具体的には、様々なバイアスやアーキテクチャが消費者の意思決定にどのように影響を与えているのかといった点が明らかにされて、それに対して法がどのような態度を採るべきなのかといった点について議論がなされた。

以上のように、2019 Summer Institute in Law and Economics において、多様な講義を受講することができた。これらの講義の中には、必ずしも同族会社や会社法に直接的には結びつかないような内容のものも存在したが、法の経済分析を扱う多様な講義を受講することによって、アメリカ合衆国において法の経済分析という研究手法が具体的にどのように活用されているのかといった点についての知見を得ることができた。特に、コースの定理や行動経済学を用いてどのように議論を展開するのかについて学ぶことができたことは、1 で述べた研究を更に進めていくにあたって非常に有意義であった。この Summer Institute で得ることができた知見を活用して更に研究を進めて、最終的に、同族会社に関する法的規律を検討する際に拠って立つべき視座を明らかにしたいと考えている。

なお、その他に、この Summer Institute では、一定の参加者が各自の研究について討論を行う Colloquia が開催された。この Colloquia においては、ポーランドにおける資本市場法の現状に関する研究報告や企業の説明責任に関する研究報告などを聴き、それぞれのテーマの理解を深めることができた。また、この Summer Institute の期間中には、世界各国から参加していた研究者と交流する様々な機会を得ることができた。これらの経験は、1 で述べた研究に直接的に関わるものではないが、今後の研究生活にとって非常に有意義なものとなった。